

白岡市印鑑条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(印鑑登録証明書の交付申請及び交付)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項の個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）を用いて、次に掲げる方法により、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</p> <p>(1) 個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項の<u>個人番号カード用署名用電子証明書</u>が記録されているものに限る。）又は<u>移動端末設備（同法第16条の2第1項の移動端末設備用署名用電子証明書が記録されているものに限る。）</u>を用いて、電子情報処理組織（白岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年白岡町条例第32号）第3条第1項の電子情報処理組織をいう。以下同じ。）に自ら暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第6条第2項の暗証番号をいう。）その他必要な事項を入力する方法</p> <p>(2) 個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第22条第1項の<u>個人番号カード用利用者証明用電子証明書</u>が記録されているものに限る。）又は<u>移動端末設備（同法第35条の2第1項の移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）</u>を用いて、電子情報処理組織と電気通信回線で接続された電子計算機で、必要な操作を行うことにより証明書等を交付する機能を有するもの（以下「多機能端末機」という。）に自ら暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機</p>	<p>(印鑑登録証明書の交付申請及び交付)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項の個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）を用いて、次に掲げる方法により、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</p> <p>(1) 個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項の<u>署名用電子証明書</u>が記録されているものに限る。）を用いて、電子情報処理組織（白岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年白岡町条例第32号）第3条第1項の電子情報処理組織をいう。以下同じ。）に自ら暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第6条第2項の暗証番号をいう。）その他必要な事項を入力する方法</p> <p>(2) 個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第22条第1項の<u>利用者証明用電子証明書</u>が記録されているものに限る。）を用いて、電子情報処理組織と電気通信回線で接続された電子計算機で、必要な操作を行うことにより証明書等を交付する機能を有するもの（以下「多機能端末機」という。）に自ら暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第42条第2項に規定する暗証番号をいう。）<u>その他</u>必要な事項を入力する方法</p>

構の認証業務に関する法律施行規則第42条  
第2項に規定する暗証番号をいう。) を入力し、  
又はこれに代わる認証を行い、必要な事項を入  
力する方法

3～5 略

3～5 略

